

令和6年度 次期国有林野情報管理システム設計・構築及びクラウドサービス提供業務 質問および回答

No	概要 (カテゴリ)	資料名/ファイル名	詳細	登録日	確認日	回答内容
1	No.21 設計7(要件定義書)の得点配分につきまして	入札説明書(応札資料作成要領 別紙1) 評価項目一覧(R6構築).xlsx	評価区分が「任意」となっておりますが、得点配分の「加点」が空白となっております。誤記と思われますが、得点は何点になりますでしょうか。	2025/1/10	2025/1/16 (入札説明会)	配点に誤りがありました。No.13を75点から70点に変更します。No.21を0点から5点に変更します。
2	別紙3 実装範囲確認書(実装されるべき業務範囲) 別紙4 実装範囲確認書(要求一覧)の「実装範囲」定義につきまして	03_調達仕様書_Part2.pdf 調達仕様書_別紙3_実装範囲確認書(実装されるべき業務の範囲).xlsx 調達仕様書_別紙4_実装範囲確認書(要求一覧).xlsx	調達仕様書の(3)設計A.にて、「基本設計及び詳細設計を行い、成果物について担当部署の承認を受けること。」と記載されております。 また、(3)設計A.①、②にて、「別紙3 実装範囲確認書(実装されるべき業務の範囲)」と「別紙4 実装範囲確認書(要求一覧)」にて「実装範囲」と記載されており、設計の章に実装に関する記載があるため、矛盾が発生しております。  調達仕様書に記載されている設計とは、基本設計、詳細設計を指すところに対して、「実装範囲」の定義は、設計の範囲という認識で宜しいでしょうか。	2025/1/10	2025/1/16 (入札説明会)	ご指摘の4(3)アただし書きの、「実装の範囲」とは本業務で対象とする業務要件を示しており、設計のみではなく4章に掲げる(1)～(19)までの工程を対象としています。
3	別紙3 実装範囲確認書(実装されるべき業務範囲)の「実装範囲」定義につきまして	03_調達仕様書_Part2.pdf 調達仕様書_別紙3_実装範囲確認書(実装されるべき業務の範囲).xlsx	No.6のご回答にて、「設計の範囲」でなかった場合、「実装範囲」とは、以下のどこから、どこまでの工程を表すでしょうか。 ・基本設計 ・詳細設計 ・製造 ・単体テスト ・結合テスト ・総合テスト ・練習環境での動作確認	2025/1/10	2025/1/16 (入札説明会)	上記と同様です。 なお、別紙3 実装範囲確認書(実装されるべき業務範囲)について、「#」14～16の「実装する(O, X)」は、初期値としてそれぞれ「X, O, O」となります。
4	事業期間が令和7年3月31日までとなっていることについて	調達仕様書I(6)	事業期間が令和7年3月31日までとなっておりますが、誤りでしょうか。  契約締結について、開札後にR7.3までの事業期間で一度契約を締結し、契約変更で延長する形か。それとも最初からR8.3までの事業期間で契約を締結する形となるか。	2025/1/16 (入札説明会)	2025/1/16 (入札説明会)	本事業は補正予算を財源としております。財政法(昭和22年法律第34号)第14条の3第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが可能な経費に計上されており、財務大臣の承認を経て、翌年度に渡り事業を実施することができそうです。 現在当該承認手続き中です。  契約までに財務省から繰越の了解が取れれば初めからR8.3までの期間で契約します。了解が取れていなければR7.3までの期間で契約し、了解が取れ次第延長します。
5	別表2-2_機能一覧の機能について	03_調達仕様書_Part2.pdf 別表2-2_機能一覧.xlsx	調達仕様書の「4.(2)要件定義内容の調整・確定」にて、調整・確定した結果から、要件定義書の別表2-2 機能一覧にて不要となった機能について実装しない場合、要件未達になりますでしょうか。  別表2-2 機能一覧は、現行システムの機能一覧をベースとして記載されているため、次期システムでは不要となる機能も記載されている。 例) PDF/CSV一覧	2025/1/22	2025/1/30	「令和6～8年度 次期国有林野情報管理システム設計・構築及びクラウドサービス提供業務」で実装するものは、本調達においても実装を想定しております。提案の段階で不要の調整は行いませんが、提案を採用後において、調整した結果、結果的に実装不要となったものは、要件定義書の別表2-2に記載されていても実装する必要はありません。 提案時においては、別表2-2の機能一覧を実装するご提案を検討ください。
6	別表2-2_機能一覧の機能について	03_調達仕様書_Part2.pdf 別表2-2_機能一覧.xlsx	本調達の1年目では、以下の2パターンが想定されますが、調達仕様書に「すべての機能」と記載があるため、パターン1での提案の場合、要件未達になりますでしょうか。  パターン1【多くのサブシステムを広く、浅く実装する】 ・1年目:各サブシステムの主たる機能(例えば、画面入力～DB登録、印刷の1パターン)を実装する。 ・2年目以降:その他の機能を追加実装する。  パターン2【確実に少量のサブシステムを実装する】 ・1年目:少量のサブシステムについて、すべての機能を実装する。 ・2年目以降:他サブシステムのすべての機能を実装する。	2025/1/22	2025/1/30	仕様書のとおり「すべての機能」の納品を求めておりますので、パターン2の実装例を想定しており、仕様書に沿って提案を評価いたします。

令和6年度 次期国有林野情報管理システム設計・構築及びクラウドサービス提供業務 質問および回答

No	概要 (カテゴリ)	資料名/ファイル名	詳細	登録日	確認日	回答内容
7	引継ぎ先について	03_調達仕様書_Part1.pdf	調達仕様書の「(9)引継ぎ」に、「運用事業者及び保守事業者に対して、関連する情報を提供し、確実な引継ぎを行うこと。」と記載されております。 「運用事業者及び保守事業者」とは、「令和8～10年度 次期国有林野情報管理システム設計・構築及びクラウドサービス提供業務の事業者」の認識で合っておりますでしょうか。その場合、仮に、次調達案件事業者が作業期間内に決まっていない場合は、引継ぎ先はどちらになりますでしょうか。	2025/2/5	2025/2/5	「令和8～10年度 次期国有林野情報管理システム設計・構築及びクラウドサービス提供業務の事業者」へ引継ぎを行うことで、認識相違ありません。 また、仮に次調達案件事業者が作業期間内に決まっていない場合は、担当部署へ引き継ぐことを基本として協議とさせていただきます。
8	移行につきまして	03_調達仕様書_Part1.pdf	調達仕様書の「(8)情報システムの移行」に、「移行計画等に基づく移行作業を行うこと。」と記載されております。 本調達期間中は、現行システムが並行稼働しているため、次期システムの本番環境へのデータ移行は一時的であり、実装対象外のサブシステムが管理しているデータについては、データ移行対象外となるため、不完全な移行になると考えております。 そのため、練習環境にてテストデータを使用した動作検証を想定しておりますが、その場合、調達仕様を満たせますでしょうか。	2025/2/5	2025/2/5	実装したサブシステムにおいて本業務で作成する本番環境への移行が行われ、「(8)情報システムの移行」までの確認が行われる必要があります。 本番データにはテストデータに存在しない例外データが存在する可能性もあることから、テストデータでの検証では調達仕様を満たしているとは言えません。 また、近年ではまれかもしれませんが、本番環境では処理が速すぎて失敗する等も考えられることから本番環境での実施が必要です。
9	別紙4 実装範囲確認書(要求一覧)の動作検証につきまして	調達仕様書_別紙4_実装範囲確認書(要求一覧).xlsx	本調達で、要求一覧の実装対象を多く選択することで、次調達の開発において実装対象を減らし、生産性向上に繋がる認識でおります。 そのため、要求一覧の実装対象が、実装対象外サブシステムである場合、パイロット画面やAPIコールでの動作検証としても調達仕様を満たせますでしょうか。 例) NFM032(必須) 添付ファイル管理機能が欲しい 実装対象サブシステムでは当該機能が無い場合は、パイロット画面にて動作検証する。	2025/2/5	2025/2/5	現行サブシステム名が「全体」となっているものについては、すべてのサブシステムからの利用が想定され、実装対象のサブシステムにかかわらず実装いただくものです。 機能の詳細な実現方法については業務の中で具体化されますが、お考えの通りその実装をテストするためのテストコード/画面が必要となります。 なお、実装するサブシステムと異なる「現行サブシステム」の要求について実装するといった場合には、採点の対象としません。
10	情報システム運用継続計画書について	03_調達仕様書_Part2.pdf	調達仕様書の「(19)ア 表2 成果物一覧」のNo.15にある「情報システム運用継続計画書」について、記載箇所である(7)に本成果物の記載が見当たりませんでした。 本成果物の記載内容を教えていただけますでしょうか。	2025/2/5	2025/2/5	No.15 情報システム運用継続計画書について、削除します。
11	記載すべき事項の	文書名: 05_調達仕様書_別紙2_情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様書: VI クラウドサービスに関する情報セキュリティの確保   サービス条件 - (5)	「クラウドサービス提供者の資本関係、役員等の情報」という記載がございますが、弊社はクラウドサービス事業者(AWS)を利用した提案を考えておりますが、クラウドサービス提供者とは、AWS様の資本関係や役員等の情報が必要という意味でしょうか？ それともクラウドサービスを利用する提案を行う弊社の情報と捉えてよろしいでしょうか？	2025/2/10	2025/2/12	AWSの資本関係や役員等の情報となります。 ISMAPPに掲載されている情報をご利用いただけます。